

日本消費者政策学会「電子ジャーナル」創刊に寄せて

—「消費者政策」の理論的探究をめざして—

日本消費者政策学会 電子ジャーナル・エディター

名古屋経済大学 名誉教授 田口 義明

「消費者政策」という言葉が近年広く用いられるようになりました。かつては「消費者行政」という言い方が一般的であったかと思えます。

「消費者行政」という言葉が日本の法令で初めて使われたのは1965年、国民生活に関する横断的な行政組織として経済企画庁に国民生活局が、また、その中に消費者行政課が設置された時でした。その3年後に制定された消費者保護基本法では、消費者の権利は明記されないままに、事業者に比べ弱い立場にある消費者を「保護」するための行政として位置付けられました。それから36年後に改正・制定された消費者基本法において初めて消費者の権利が明記されるとともに、消費者の自立を目指し支援していくとの政策理念が規定されました。

そうした基本的な潮流変化の中で、「消費者政策」が登場してきました。現在の内閣府消費者委員会の前身に当たる国民生活審議会は、1977年、それまでの「消費者保護部会」を「消費者政策部会」に改称しました。また、基本法の改正を目指して同審議会が2003年に取りまとめた報告書では、「21世紀型消費者政策の在り方」とのタイトルが付されました。

「消費者政策」は単なる行政分野の問題にとどまりません。消費者・事業者間の民事ルールの企画立案、司法分野を含めた紛争解決の仕組み整備、法の実効性確保のための民事・刑事上のエンフォースメント措置、消費者の自立基盤

となる消費者教育の推進、消費者・事業者・行政の協働の枠組み作りなど極めて幅広い政策領域に及びます。消費者政策は、国、地方にわたって、理論面、実務面など総合的アプローチが求められる政策分野といえるでしょう。しかも、この分野は、実態面の急速な変化に対応して、現在実に目まぐるしく動いています。

こうした政策分野の現状と問題点、そして課題と解決方策を理論的に探求していくのが日本消費者政策学会の使命といえるでしょう。その活動の重要な柱となるものが「電子ジャーナル」の発行です。広範、複雑で動きの激しい消費者政策分野において、実践的で実効性の高い政策研究を行い、その成果を世に問い、さらに実際の政策過程に活かしていくことが今強く求められています。会員の皆様から質の高い研究成果が積極的に投稿されることを期待します。